

鹿屋市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

鹿屋市水道事業給水条例施行規程（平成18年鹿屋市水道事業管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「前項」を「前項第1号」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。